五監公告第 12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和8年10月30日

五泉市監査委員
浅　井　　昇
剣　持　雄　吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

高齢福祉課

4. 監査の範囲

令和8年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。
あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和8年9月30日～令和8年10月28日

7．監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

特に指摘する事項なし

(2) 所見

高齢化の進行に伴い、介護需要の増加や介護人材の確保、認知症高齢者や一人暮らし高齢者への支援など、高齢者福祉を取り巻く課題は複雑化・多様化している。
このような状況において、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防や健康づくりの推進、地域における見守り体制の充実、関係機関との連携強化に努めるとともに、各事業の実施状況や効果を検証し、引き続き、効果的・効率的な事業運営に取り組まれたい。